Q 最近日本に引っ越したので、国民健康保険に加入しました。加入した際に、健康保険証は発行されないので、マイナンバーカードを作って健康保険証として使うように言われました。手続きに関する書類を渡されたが、日本語の書類は難しくて理解できないので、どのような手続きをすればマイナンバーカードを健康保険証として利用できるか知りたいです。

A 現行の健康保険証は2024（令和6）年12月2日以降新たに発行されなくなりました。
そのため、マイナンバーカードを健康保険証として利用することになります。（通称：マイナ保険証）
マイナ保険証がない場合は、当分の間、加入する医療保険者が交付した資格確認書を利用することもできます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用する方法

STEP1：マイナンバーカードを申請・作成する

申請方法：

A) オンラインで申請する

B) 郵便で申請する

C) まちなかの証明写真機から申請する

詳細は多言語のマイナンバーカード総合サイトで確認できます。
https://www.kojinbango-card.go.jp/en-link/

STEP2：マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録する

利用登録方法：

A) 医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う

B) 「マイナポータル」から行う

C) セブン銀行ATMから行う　※暗証番号が必要

STEP3：医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付をする

受付方法：

A) 顔認証つきカードリーダーにマイナンバーカードを置く

B) 本人認証を行う（顔認証・暗証番号）

C) 各情報提供の同意選択をする

問い合わせ先

個人番号通知、通知カード、マイナンバーカード、マイナンバーカード等の紛失・盗難などによる一時利用停止

0120-0178-27

※一時利用停止は24時間

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語	全日8：30～20：00
タイ語・ネパール語・インドネシア語・ベトナム語・タガログ語	全日9：00～18：00

マイナンバー制度、マイナポータルに関すること

0120-0178-26

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・インドネシア語・タガログ語・ネパール語	
平日：9：30～20：00、土日祝：9：30～17：30（年末年始除く）	

問い合わせ先

マイナンバー制度、マイナポータルに関すること

https://www.kojinbango-card.go.jp/en-otoiawase/

文A	日本語・英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語
🕒	全日24時間

資格確認書について（マイナ保険証を使わない場合）

イメージ

当分の間、マイナ保険証を保有していない（マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない）方全てに、現行の健康保険証の有効期限内に「資格確認書」が無償で申請によらず交付されます。

申請によらず交付する方

- マイナンバーカードを取得していない方
- マイナンバーカードを取得しているが、健康保険証利用登録を行っていない方
- マイナ保険証の利用登録解除を申請した方・登録解除者
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方
- 2024（令和6）年12月2日以降に新たに後期高齢者医療制度に加入された方や、転居等により有効な後期高齢者医療被保険者証をお持ちでない方（2025（令和7）年7月末までの暫定措置）

申請により交付する方

- マイナンバーカードでの受診等が困難な配慮が必要な方（ご高齢の方、障害をお持ちの方など）であって、資格確認書の交付を申請した方＜更新時の申請は不要＞
- マイナンバーカードを紛失・更新中の方

更新時の申請が不要な方

- 申請により資格確認書が交付された配慮が必要な方（ご高齢の方、障害をお持ちの方など）

※不明点等については、加入している医療保険者にお問合せをしてください。通訳が必要な場合は、北海道外国人相談センターに相談してください。

厚生労働省のホームページの情報を基に作成

知っていましたか？

在留期限のある在留資格で滞在している外国人のマイナンバーカードの有効期限は在留資格の有効期限と同じです。在留期間更新等で在留カードが新しくなった時、マイナンバーカードの有効期間は自動的に延長されることはありません。必ず手続きをしましょう！

マイナンバーカードの有効期間に関する手続きについての多言語リーフレットを作成しましたので、参考にご覧ください。

https://www.hiecc.or.jp/soudan/info/detail.html?pid=8927241337679